

日本発達支援学会『発達支援学研究』投稿倫理規程

2020年3月22日 制定

(責任の自覚)

第1条 日本発達支援学会『発達支援学研究』に投稿される論文は、調査対象者および調査フィールドに対して社会的影響を及ぼし得ることを自覚し、公正、客観的かつ専門的根拠に基づくべき内容でなければならない。審査過程で投稿論文が日本発達支援学会『発達支援学研究』投稿倫理規程に抵触する疑義が生じた場合は、日本発達支援学会『発達支援学研究』編集委員会（以下、編集委員会）において倫理問題検討のための手続きが取られる。

2 投稿者の所属または関連機関に倫理委員会がある場合、投稿論文に含まれる調査、実験、検査、実践等を行うにあたってはその承認を得ること。ただし、当該論文には倫理委員会等の承認が不要である場合、その理由を明記すること。

3 研究のために用いた資料、プログラム、理論等については、ソース（出典等）を漏れなく示すこと。特に先行研究の検討に際しては、自説と他説とを峻別すること、これを怠ると盗作もしくは剽窃となる。

4 執筆者が連名である場合、その順序は論文への貢献度を反映したものにすること。また投稿に際しては、共著者の承諾をとる等、共同研究者の権利と責任に配慮すること。

(人権の尊重)

第2条 投稿論文全体において人権を尊重するとともに福祉に配慮し、不適切あるいは差別的な表現を用いないこと。

2 投稿論文に含まれる調査、実験、検査、実践等に関わるデータの採取、介入に際しては、個人情報の収集および心理・身体的負担（侵襲）を必要最小限に留めること。

3 投稿論文には、個人情報の保護の方法（特にデータ収集、処理、保管、アクセス、譲渡、廃棄、あるいは論文として投稿する際の匿名性の保証等）について明示すること。特に投稿論文が事例研究の場合は、関係者を特定できないように匿名化して使用し、個人や団体に害が及ばないようにすること。その際、事例に加工が加えられている場合は、その旨を記述すること。

(説明と同意)

第3条 投稿論文に含まれる調査、実験、検査、実践等を行うとき、協力者に対してその目的、意義、予想される利益と損失等、十分な説明をし、文書（または口頭）で同意を得なければならない。ただし、あらかじめ説明を行うことが出来ない場合には、事後に必ず十分な説明をすること。また、協力者が判断できない場合（未成年者等）は、代諾者の判断と同意を得る。協力者から文書（または口頭）で承諾を得られない場合は、理由を明記すること。

2 投稿論文に含まれる調査、実験、検査、実践等を行うとき、協力者に必要最小限の負荷

やリスクがあった場合は、その内容と対応する対処・処置（事後説明を含む）を具体的に明示すること。

（情報の管理）

第4条 調査、実験、検査、実践等で得られた生データおよび結果データは、編集委員会からの開示要求に対応すべく、最低10年は保存されなければならない。またその保存環境が適切に準備されていることが必要である。

附則

この規程は、2020年4月1日から実施する。